

賃貸ライフネットかけつけサービス(デジタル)利用規約

第1条 (目的)

株式会社 Shelter (以下「運営元」といいます。)は、以下に定める「賃貸ライフネットかけつけサービス(デジタル)利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、「賃貸ライフネットかけつけサービス(デジタル)」(以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。

第2条 (本サービスの定義)

利用者は、「本サービス」に申込みにより、株式会社 Shelter (が提供する「かけつけサポート」)を利用できるものとします。なお、サービス詳細は別紙の通りとします。

第3条 (本規約の承諾及び会員契約の締結) 利用者は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約(以下「会員契約」といいます。)が成立するものとします。尚、利用者のうち、運営元と会員契約を締結している会員を「契約者」といいます。

第4条 (本料金)

契約者は、本サービスの利用料として月額金980円(税込1,078円)(以下「本料金」といいます。)を、運営元が指定する方法にて、運営元が指定する期日までに支払うものとします。なお、利用料は、本規約第7条にて定める本サービスの利用開始日が属する月の翌月1日より発生するものとし、利用期間が1ヶ月に満たない場合でも日割り計算はされないものとします。

第5条 (本サービスの解約)

1. 契約者は、運営元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。
2. 契約者は、前項に定める方法により、各月の1日から末日までに解約手続きを行った場合、当該月の末日をもって本サービスの解約が成立するものとします。

第6条 (解約後の措置)

1. 契約者は、理由の如何を問わず会員契約が終了した場合、契約者が運営元に対して既に支払った本料金を含む一切の料金は返還されないことに合意するものとします。
2. 契約者は、理由の如何を問わず会員契約が終了した場合、運営元に対する一切の債務を、契約者の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに運営元に対し弁済するものとします。

第7条 (契約期間等) 運営元にて、契約者の本サービスに関する支払方法の登録が完了し、運営元が契約者に対して、当該完了に関する通知書を発送した日又は別途運営元が指定する日より、契約者は、本サービスの利用が可能となります。

第8条 (本サービスの提供の停止及び解約)

1. 運営元は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対し事前に通知することなく、契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - ① 申し込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ② 本規約の規定に違反すると運営元が判断したとき。
 - ③ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④ 民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。

- ⑤ 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑥ 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から会員に対して抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑦ 解散決議したとき、又は死亡したとき。
 - ⑧ 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
 - ⑨ 法人格、代表者、役員又は幹部社員が民事訴訟及び刑事訴訟の対象(捜査報道がされた場合を含む。)となったとき。
 - ⑩ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたときと運営元が認めたとき。
 - ⑪ 運営元の業務の遂行又は運営元の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - ⑫ 前各号に掲げる事項の他、本サービスの提供を受けることを、運営元が不相当と判断したとき。
2. 運営元は、契約者が第4条に基づき運営元が契約者に対して請求する本料金を含む一切の料金の支払いを累計で3ヶ月以上怠った場合には、契約者に対し事前に通知することなく、会員契約を解約することができるものとします。
 3. 運営元は、契約者が会員契約を締結した後になって、以下の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、前各項の規定にかかわらず会員契約を即時解約できるものとします。
 - ① 契約者が実在しない場合。
 - ② 本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
 - ③ 契約者の本料金を含む一切の費用の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合。
 - ④ 契約者が、成年被後見人、未成年者、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手続が成年被後見人によって行われず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
 - ⑤ 契約者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。
 - ⑥ 契約者が、運営元または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またはそのおそれがあると運営元が判断した場合。
 - ⑦ その他、前各号に準じる場合で運営元が適当ではないと判断した場合。
 4. 運営元は、前各項の規定により会員契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告するものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。本条に基づき運営元から会員契約を解約する場合には、運営元が定める日を解約日として、第5条及び第6条の定めを適用するものとします。
 5. 運営元は、前各項に基づき、契約者との会員契約が解約に至った場合、解約理由を解消または是正した場合であってもサービスの復旧または再申込みを受け付けないことができるものとします。

第9条 (適用関係)

本規約に規定なき事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合には、契約者及び運営元は、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決するものとします。

制定日：2022年 10月 1日

運営元：東京都豊島区南池袋1丁目19-4 幸伸ビル 4F
株式会社 Shelter

別紙

【本サービスの利用方法】 本サービスの利用方法は以下となります。

- ① 本サービスの利用ご相談は、当社が運営する「賃貸ライフネットカスタマーセンター」に、直接電話でご連絡下さい。

【受付先】

賃貸ライフネットカスタマーセンター

TEL 0120-230-566

受付時間 10：00～19：00 年中無休（年末年始を除きます。）

- ② 本サービスご利用の際、利用者自身が本サービスに加入されていることを申告していただくこととします。また、本サービスをご利用頂く際に、個人情報保護法に基づき、ご依頼者をご契約者（利用者）ご本人であることの証明をお願いする場合があります。
- ③ 本サービスの運営及び提供に関する業務の全部または一部を、当社の責任において、提携先企業その他の第三者に委託することがあります。
- ④ 本サービスは、日本語により日本国内でのみ提供いたします。

【各サービスの内容】

かけつけサポート

① 定義・確認事項

- (1) 「かけつけサポート」とは、運営元の提供する本サービスの1つとして、G・O・G株式会社（以下「G社」といいます。）の提供するパソコン機器の使用上のトラブル等対応サービス（以下「訪問サービス」といいます。）を、会員価格（通常価格から30%割引（※））にて利用できるサービスをいいます。
※ 訪問サポート料金及び延長料金のみ割引対象で、オプション料金は対象外となります。
- (2) 「訪問サービス」は、契約者とG社との間で直接サービス利用に係る契約を締結の上で利用するものとなります。
- (3) G社の提供する「訪問サービス」の概要・条件等は、本規約改定日時点において、以下②～⑥のとおりです。契約者は、G社への訪問サービスの利用契約の申込時に、都度、最新の情報等を確認するものとし、契約者の自己の判断と責任において、訪問サービスを利用（申込み・契約締結を含みます。）するものとしします。
- (4) 運営元は、契約者の訪問サービスの利用及びそれに関連して生じた契約者または第三者の損害に対して、いかなる責任も負わず、また一切の賠償・補償も行いません。

② 「訪問サービス」の概要

- (1) 訪問サービスとは、契約者のもとに、G社の専門スタッフが訪問し、パソコンやルーターなどの機器の設定や、デジカメやプリンターなどの周辺機器の使い方などを有料（本サービスの利用料金とは別にG社所定の料金表に基づき、訪問サービスの利用に応じて契約者はG社に支払いを行う必要があります。）にて利用可能なサービスです。
- (2) 訪問サービスでは、G社は、契約者員に対して、会員価格（割引価格）による対応サポートを実施します。
- (3) 訪問サービスの内容、料金等は、以下のURLに規定されます。
<https://www.gog.co.jp/terms/visitsupport.php>
- (4) 訪問サービスの内容は、予告なく内容が変更されることがあります。

③ サポート範囲

- (1) 対象機器

- (a) 日本国内でご購入されたパソコン及び周辺機器・スマートフォン・タブレット・インターネット対応機器
- (b) 現在もハードウェア及びソフトウェアメーカーがサポートしている範囲内

(2) サポートエリア

- ② (3) 記載のURLにてご確認ください。

(3) 受付時間 電話受付 10時～20時（土日祝日も営業）

※年末年始（12月31日～1月3日まで休み）

(4) サポート開始時間 8時～23時（土日祝日も営業）

※年末年始（12月31日～1月3日まで休み）

④ 利用方法

- (1) 訪問サービスの、利用方法は以下の通りとなります。
- (2) 利用の連絡を、下記の専用窓口（以下「専用窓口」といいます。）へ、契約者本人から直接電話により、ご連絡ください。
- (3) 専用窓口は、契約者からの連絡を受けた際に、契約者の本サービスの加入状況等の照会・確認をします。
- (4) 専用窓口は、契約者の本サービスの加入が確認できた場合、契約者の状況をヒアリングし、概算見積もり金額を提示いたします。なお、実際の状況の診断前のため、この時点の見積もりは概算のものとなります。実際の訪問サービス提供時の診断後に見積もり金額が変わる場合もあります。
- (5) 契約者とG社のスタッフが相談の上、契約者が訪問サービスの利用を希望する場合は、G社のスタッフの訪問等の日時を決定し、スタッフが契約者の自宅や会社等指定の場所に訪問等します。
- (6) G社のスタッフが訪問投資、契約者の状況を解決等し、契約者は、G社の請求に従い、G社に対して訪問サービス料金を支払うものとします。

【専用窓口】

Tel：0570-001-281

- ⑤ 訪問サービスの中断・中止 以下のいずれかに該当する場合、G社のスタッフは、訪問サービスのサポート作業を実施せずに作業を終了する場合があります。

- (1) 申込内容がサポートの対象外である場合
- (2) 申込内容に虚偽の事項が確認された場合
- (3) サポートに必要な情報等を開示いただけない場合
- (4) サポートに必要な機器や環境が整っていない場合
- (5) 対象機器に致命的障害があり、サポートを行えない場合
- (6) サポートの過程で、申込内容以外の追加作業が必要になり、追加料金のお支払いに承諾を得られない場合
- (7) 違法コピー等、日本国の法令に違反するサポートを要求された場合
- (8) その他G社の定める場合

⑥ 免責事項

- (1) 訪問サービスにおけるサポートは、情報の制限及び技術的な制限等を受けることから（正確性、利便性、有用性、完全性等）を保証するものではありません。
- (2) サポートを利用することにより、対象機器のメーカー等の保証が受けられなくなる場合があります。
- (3) 対象機器等の環境により、サポート終了時間の保証はできません。
- (4) 作業環境及び契約者の事由により、サポート終了時間が予定より長引いたり、終了できない可能性がある場合は、サポートを中止または延期することがあります。
- (5) その他、G社の定める事項。